附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第九十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「には地域手当」を「には本府省業務調整手当、地域手当」に改め、同条第二項中「第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「、研究職俸給表又は」を「第十条の三第一項中「又は指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職俸給表若しくは」に、「」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」を「の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」に改め、「同条第二項中「又は研究職俸給表」の下に「の適用を受ける職員」を「又は自衛官俸給表」の下に「の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。）」を「」に」と」の下に「「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同条の規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と」を加える。

第十八条第二項中「六千八百三十円」を「七千二百七十円」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の七十」と」の下に「「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十二・七十二・五」と」を加え、「百分の六十六・二五」を「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」に、「百分の五十」を「百分の五十（」に改め、「「百分の六十」の下に「」、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五」を、「百分の五十七・五」の下に「」、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十二・五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」を加える。

第十八条の三中「「百分の百七十二・五」を「「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」に改める。

第二十二条の二第一項中「第十四条（」の下に「本府省業務調整手当、」を加える。

第二十四条の二第二項中「十七万九千円」を「十九万五百円」に改める。

第二十五条第二項中「十五万千三百円」を「十六万千円」に改め、同条第四項中「百分の百七十二・五」と」の下に「「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と」を加える。

第二十五条の二第二項中「十三万八千円」を「十四万七千七百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十二・五」と」の下に「「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と」を加える。

第二十七条第二項中「俸給、地域手当」を「俸給、本府省業務調整手当、地域手当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分 / 職務の級 / 号俸	1　俸給月額	2　俸給月額
	円	円
1	259,800	389,400
2	261,200	390,900
3	262,600	392,300
4	264,000	393,700
5	265,400	395,100
6	266,600	396,500
7	267,800	398,000
8	269,000	399,400
9	270,300	400,700
10	271,400	402,100
11	272,500	403,600
12	273,700	405,100
13	275,000	406,400
14	276,700	407,900
15	278,400	409,400
16	280,100	410,900
17	281,800	412,300
18	283,800	413,900
19	286,000	415,500
20	288,200	417,000